

独立行政法人国立印刷局における温室効果ガス排出量削減のための基本計画

令和 4 年 3 月 15 日原計画策定

改定 令和 5 年 3 月 30 日

改定 令和 7 年 10 月 31 日

2050 年ネット・ゼロ実現を目指すことを目標とする「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）等に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）に基づき、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）における 2030 年度（令和 12 年度）及び 2040 年度（令和 22 年度）までの温室効果ガスの排出削減に関する目標を定め、着実に措置を実施するための基本計画を以下のとおり定める※¹。

1 対象となる事務及び事業

本計画は、国立印刷局が行う全ての事務及び事業を対象とする。

2 対象期間

本計画は、2040 年度までの期間を対象とする。

3 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画等に盛り込まれた措置を着実に実施することなどにより、2013 年度を基準として、国立印刷局の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を、地球温暖化対策計画の産業部門の目標・目安に基づき、2030 年度までに 38% 削減、2040 年度までに 57% 削減することを目標とする。

4 基本事項

(1) 新規の事務及び事業の実施により増加する温室効果ガス排出量の取扱い

国立印刷局が新規の事務及び事業を実施する上で増加する温室効果ガス排出量については、その増加量に見合う削減措置も加えて実施し、3 項に掲げる目標を達成する計画※²とする。

(2) 地域社会における施策への配慮

地域社会の一員として、本局及び各機関が立地する自治体の温室効果ガス削減

※¹ 地球温暖化対策において、西暦表示が多用されているものについては、年号の表記を西暦で行っている。

※² 電気使用に係る温室効果ガス排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策計画と同様に、2030 年度の全電源平均の電力排出係数 0.25kg-CO₂/kWh（出典：2030 年度におけるエネルギー需給の見通し）を用いる。

に関する方針との整合性に十分留意し、本計画を推進する。

(3) 温室効果ガス排出量削減のための施策とチャレンジ課題の実施

温室効果ガス排出量削減に向けた措置の選定に当たっては、あらかじめ成果が見通せるもの（以下「施策」という。）に加え、措置が相当程度進行するまで成果が見通せないもの（以下「チャレンジ課題」という。）についても積極的に掘り起こしを行うこととする。

なお、チャレンジ課題については、成果の見通しが立った段階で、「施策」に格上げする。

(4) 新しいテクノロジー等の反映

温室効果ガス削減に関する最新のテクノロジーや社会情勢を注視し、積極的に施策及びチャレンジ課題に反映させることとする。

5 措置の内容

(1) 財務省計画に掲げられた目標及び措置

「財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年9月5日策定）において掲げられた「個別対策に関する目標」及び「措置の内容」については、製造を主たる業務とする国立印刷局として、以下のとおり推進する。

イ 太陽光発電の最大限の導入

太陽光発電における技術革新、発電設備の価格変動など、太陽光発電を取り巻く市場動向を適切に把握しつつ最大限の導入を目指す。その際、PPA^{※3}モデルの活用も検討する。また、今後社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら導入を検討していく。

ロ 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効活用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池導入の検討を進める。また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房施設や給湯設備等の導入を検討する。

ハ 建築物における省エネルギー対策の徹底

（イ） 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

^{※3} 事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電などを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料をPPA事業者（電気を利用者に売る電力事業者）に支払うビジネスモデルを想定している。

(ロ) 建物で消費するエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物である ZEB (Net Zero Energy Building) は、エネルギー多消費施設である製造工場での実例は少ないことから、建築物の特性や低コスト化のための技術開発、未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ導入を目指す。

ニ 電動車の導入

乗用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）がない場合などを除き、新規導入・更新については 2023 年度以降全て電動車とする。

なお、主に物流の使途として使用する貨物自動車については、市場動向を見極めた上で判断する。

また、乗用車及び貨物自動車については、効率的な利用等を図るとともに、使用実態等を精査して台数の削減を図る。

ホ LED 照明の導入

LED 照明の導入拡大を計画的かつ段階的に進め、2030 年度までに導入割合を 100% とする（2030 年度までに解体、機能停止等が予定されている施設を除く。）。

ヘ 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来電力調達の推進

2030 年度までに国立印刷局で調達する電力の 60% 以上を再生可能エネルギー電力とする。また、更なる削減を目指し、可能な限り排出係数が低い電力の調達を行う。また、令和 5 年 4 月に改正した「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に伴い、2030 年度の非化石電気への転換に関する目安を国が設定している業種（洋紙製造業）に指定されている岡山工場は、その目安（非化石率 59%）に対する目標の設定・取組状況の報告が求められるため、目標達成に向けて着実に取り組む。

ト GX 製品の率先調達

GX 製品が従来製品と比較して市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であるとの政府方針を踏まえ、国立印刷局の事務及び事業における GX 製品の率先調達に取り組む。

チ フロン類の排出の抑制

(イ) 業務用冷凍空調機器を設置する場合は、自然冷媒などの低 GWP 冷媒を使用する製品を率先導入する。

(ロ) 業務用冷凍空調機器の管理に当たっては、保有機器リストを作成するとともに、点検記録等を保存するに当たっては、冷媒管理システム (RaMS) を導入し、電子化する。

リ 廃棄物の 3R+Renewable

廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、「第五次循環型社会形成推進基本計画」(令和6年8月2日閣議決定)、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(令和7年環境省告示第6号)にのっとり、3R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)) + Renewable(バイオマス化・再生材利用等)の徹底を図り、サーキュラーエコノミー^{※4}(循環経済)を総合的に推進する。

ヌ ワーク・ライフ・バランスの確保

計画的な定時退場の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、Web会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 国立印刷局の計画に掲げられた目標及び措置

イ 業務改善による省エネルギー

ガスボイラの運転方法の工夫、空気圧縮機のロス改善、製造機械の運転方法の工夫などにより省エネルギーを実施するとともに、各種業務改善により省エネルギーを実施する。

ロ 省エネルギー性能が高い設備等の設備投資

インフラ設備、製造機械及びIT機器については、費用対効果及び実現可能性を考慮した上で、省エネルギー性能が高効率なものを導入する。

ハ 環境保全に資する研究開発の推進

環境保全に資する製造技術及び製造工程の改良などの研究開発を推進する。

6 実行計画の策定及び推進体制の整備について

(1) 実行計画の策定

本計画を具体的かつ計画的に実行するため、別に実行計画を定める。また、外部の好事例を活用するとともに、3項に掲げる目標を確実に達成するため、実行計画は毎年度ローリング方式により改定を行う。

なお、実行計画では、施策及びチャレンジ課題を個別管理するとともに、ローリング方式により決定を行う中で、施策へ格上げするチャレンジ課題についても整理する。

(2) 推進体制の整備について

^{※4} 資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース、リペア・メインテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指すもの。特に気候変動の観点からは、サーキュラーエコノミーの取組を進めることで、我が国の温室効果ガス排出量のうち約36%に相当する製造業、貨物の運輸、工業プロセス、製品の使用、廃棄物等の部門由来の排出量の削減に貢献することができると推計されている。

実行計画の推進・評価・点検・改定は「温室効果ガス排出量削減のための推進委員会」において実施するものとする。